

TPP日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に 違反する合意の撤回を求める意見書

(発議第1号・原案否決)

7月28日からハワイで開催されたTPP閣僚会合は、大枠合意に至らずに閉幕しました。米日両政府は、TPP全体の妥結を狙っており、今後の交渉の行方は不透明です。

一方で、日米2国間協議は大きく進展し、米国産米・豪州産米合わせての8万トンの「特別輸入枠」の設定をはじめ、牛肉の関税を15年かけて38.5%から9%まで引き下げ、豚肉の関税1キログラムあたり最大482円から10年後に50円まで引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の輸入拡大につながる措置を検討など農産品重要5品目すべてで、日本側の譲歩が報道されています。

いずれも米や牛・豚肉などを重要品目として「除外又は再協議」を求めた国会決議に違反していることは明白であり、重大な譲歩提案を公表し、ただちに撤回すべきです。

一方で、米国議会に出されたTPA法案は、従来のTPA（大統領貿易促進権限）法案と違って、交渉が妥結しても事実上議会が修正を求める権限が盛り込まれており、仮に交渉が合意しても再譲歩がせまられる可能性があります。さらに交渉参加国にとって受け入れがたい「為替条項」も含まれています。

国会決議から逸脱した重要品目の大幅譲歩が明らかになった以上、TPP交渉からの撤退を決断するしかありません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月6日

青 森 県 議 会

政府による米価対策を求める意見書

(発議第2号・原案否決)

5月まで下がり続けた26年産米の相対価格は、6月度は若干上がったものの、農家手取りは8000円台の水準で、労賃はもとより、物財費さえ確保できない価格です。その原因は、6月末の民間在庫が230万トンと昨年よりも10万トンも多いなど、過剰基調にあることは明らかです。

そして、2015年産のJA概算金は昨年より上昇したものの、2013年産の水準にも及びません。こんな価格では、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営を直撃し、規模拡大どころか借地の返却と離農が同時に進むことになりかねません。しかも、政府が米の直接支払交付金を半減し、「米価変動補填交付金」を廃止したために、稲作農家に二重、三重に経営困難をもたらしています。

そして、重大なのは現状のまま推移すれば、昨秋の二の舞になりかねない状況にあることです。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて、融資やコスト削減への助成などを打ち出しましたが、需給については「市場任せ」を公言し、米価暴落の抜本対策を打ち出さずにいます。さらに政府の2018年産米からの生産調整廃止方針により、需給と価格をいっそう不安定なものにしようとしています。

こうした状況の中で、国内では主食用米から40万トンも飼料用米に転換し、需給の安定に努力しています。にもかかわらず、TPP交渉において、米国産米・豪州産米の特別輸入枠が合意されているとの報道もあり、事実とすれば米価暴落による将来不安を抱える国内生産者を愚弄するものと言わざるを得ません。

いまこそ、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、政府が需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められています。

よって、政府が過剰米の市場隔離を官民あげて実施し、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立するとともに、米の直接支払交付金の半減措置と米価格変動補填交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策を図ること、また、2018年産米からの生産調整廃止方針の撤回、TPP交渉の日米協議における米国産米の輸入特別枠の合意をただちに撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月6日

青 森 県 議 会

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

(発議第3号・原案否決)

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、真のデフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

9月11日の衆議院本会議で可決成立した「労働者派遣法改正法案」は、派遣労働者が3年間派遣された後、会社が同じ部署で人員等が不足していると判断した場合、派遣者を替えればその部署はいつまでも派遣が可能となる制度です。また、派遣者が別の部署に配置転換されれば、その会社で一生派遣ができるという制度となりました。派遣は常用雇用の臨時的・一時的な代替雇用であるにも関わらず、常態的な派遣となり不安定な雇用が継続されます。さらに、今までは労働法制が変わるときは、事業所や労働者への周知が必要なことから3ヶ月以上の十分な周知期間を有していましたが、今回の派遣法改正は9月30日と成立から3週間にも満たない内に施行され、十分な周知期間を有しているのか疑問が残ります。

このようなことから、再度、政府に対し労働者派遣法の見直しを求めます。

また、成長戦略として、政府内に設置された一部の会議体で審議されている「解雇の金銭解決制度」や「高度プロフェッショナル制度」の導入、「裁量労働制」の適用拡大、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及など、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。

労働基準法は労働者を守る最低限のルールであるにも関わらず、働く者の権利を無視し、働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。

さらに、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論されるべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を強く要望します。

記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ支払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員制度」の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「高度プロフェッショナル制度」の導入や「裁量労働制」の拡大などは、行うべきではないこと。
2. 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた労働者派遣法の再改正を行うべきこと。
3. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月6日

青森県議会

集団的自衛権の行使を解禁する安全保障関連法令の

廃止を求める意見書

(発議第4号・原案否決)

政府は衆参両院において強硬採決を行い、他国での集団的自衛権の行使をも解禁する安全保障関連法案を成立させた。この法案の問題は戦後の安全保障政策を根本的に変えることであることから特別慎重に熟慮を重ね、国民から広い合意を確保する形で実行すべきものであった。

そもそも国会内の議論だけでなく多数の憲法学者や内閣法制局長官経験者、更には元最高裁判所長官・判事までもが断じた「憲法違反」そのことに対して、安倍総理自らが認めているように国民の8割が説明不足を指摘し不安を抱いている中であって、国民に対して説明責任を果たす事無く、強引に突き進んだ事にある。また、解釈変更という閣議決定での問題点も、集団的自衛権行使を容認する「新たな3要件」は曖昧模糊としており、いかなる時に日本が集団的自衛権を行使できるのか、その範囲がその時々々の政府の判断によっていかようにも解釈変更で変化しうる、いわば「歯止め」が効いていないことにある。よって今回の強行採決により成立された安全保障関連法案は成立の過程も含め断固として認められない。

また安倍政権は三権分立という民主主義の根幹に対する無理解と立法権を持つ国会の機能を軽視し、国会や国民に対する説明姿勢の完全なる欠如など民主主義国家日本のリーダーとしての資質を根本的に欠いている。

今回の衆参での強行採決を受けて世論の流れが大きく変わったことを政府はしっかりと認識する必要がある。

そこで政府においては、採決を強行した安全保障関連法令の廃止をされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月6日

青 森 県 議 会

年金積立金の専ら被保険者(経営者・労働者等)の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

(発議第5号・原案否決)

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、年金積立金の運用については、「日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月6日

青森県議会

安全・安心の医療・介護を求める意見書

(発議第6号・原案可決)

長寿世界一を誇る日本の医療・介護は、今日まで医師・看護職をはじめとする多くの医療・介護従事者の懸命な努力で支えられてきた。

しかし、後期高齢者の増加による要介護高齢者の増加、医療の高度化・患者のニーズの多様化及び医療の安全確保による質の向上への期待の高まり等により、長時間労働など医療・介護従事者の労働環境は依然として厳しい。離職者も増大し、深刻な人手不足となっており、医療・介護従事者の努力だけでは安全・安心の医療・介護の提供は難しいものとなってきている。

そのため、夜間・交替制勤務を行う看護職及び介護従事者などの一人ひとりのワークライフバランスに配慮した労働環境の改善や、医療及び介護従事者の十分な確保は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、安全・安心の医療・介護を実現するために、下記の事項について措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 夜間・交替制勤務を行う看護職及び介護従事者などの労働環境の改善を図ること。
- 2 医師・看護職及び介護従事者などの十分な確保策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月9日

青 森 県 議 会

第 80 回国民体育大会の招致に関する決議

(発議第 7 号・原案可決)

国民体育大会は、我が国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図ることを目的として開催されており、併せて地方におけるスポーツの振興と文化の発展に寄与してきた。

本県は、昭和 52 年に、「あすなる国体」をテーマとして、「心ゆたかに力たくましく」のスローガンの下、第 32 回国民体育大会を開催した。県民総参加で成功させたこの大会は、県民に多くの感動と成果を残し、本県のスポーツ振興及び県勢発展の大きな原動力となった。

国民体育大会を再び本県に招致することは、本県の選手強化をはじめとするスポーツ振興に寄与するものである。

また、県民の連帯感や郷土意識を醸成するとともに、活力に満ちた郷土づくりを推進し、さらには、スポーツを通じた県民の健康づくりによる健康寿命の延伸のためにも極めて意義深いものである。

よって、本議会は、平成 37 年の第 80 回国民体育大会（本大会）を青森県に招致することを強く要望する。

以上、決議する。

平成 27 年 10 月 9 日

青 森 県 議 会